

独立行政法人において「準拠する基準」に係る規定ぶりの検討について

改訂案	考え方	検討事項
<p>(現行案) 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」 【資料 2-1 P1 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人においては、各法人の主務省令において、主務省令の定め、独法会計基準、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の順に、適用の優先順位が定められている。これらが一体として独法に適用されていることを表現することが必要。 ○ 独立行政法人の財務報告に対する会計監査人の表明する意見が、単に法令等に準拠しているかどうかという意見ではなく、「適正表示の枠組み」に基づく会計監査であることを表現することが必要。 ○ 総務省の研究会及び財務省の審議会における公正な手続きを経て作成・公表されるプロセスは、企業会計の作成・公表プロセスと実質同等であることから「一般に公正妥当と認められる」といった表現を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業のように多様な会計実務慣行が存在し、その中から信頼性のある情報を得るための条件として「一般に公正妥当と認められる会計基準」が取り上げられた環境と、法人制度の発足時から会計処理や手続に縛りがあり、そもそも多様な会計実務慣行が存在しない独法の会計環境は明らかに異なる。このように、企業会計の基準と独法会計の基準は成立の経緯が異なっていることから、「一般に公正妥当と認められる」という文言は、果たして適当か。 ● 仮に現行案とした場合でも、「一般に公正妥当」といった表現が曖昧ではないか。何かしら説明（例えば、「各法人の主務省令において、主務省令の定め、独法会計基準、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の順に、適用の優先順位が定められており、これらが一体として独法に適用されている旨」）を表現することができないか。
<p>(代替案) 「主務省令で規定される独立行政法人の会計の基準に準拠して」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独法の従うべき基準等の優先順位が定められており、これらが一体として適用されていることを表現することが必要。(現行案と同じ) ○ 現行案に対する検討事項である「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」といった表現の使用の回避が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の財務報告に対する会計監査人の表明する意見が、単に法令等に準拠しているかどうかという意見（「準拠性の枠組み」）に基づく会計監査であるかの誤解を受けないか。

独立行政法人において「準拠する基準」に係る規定ぶりの検討について

改訂案	考え方	検討事項
<p>(現行案) 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して」 【資料 2-1 P7 参照】</p>	<p>○ 独立行政法人においては、監査基準において、独法監査基準、一般に公正妥当と認められる企業会計の監査の基準の順に、適用の優先順位が定められている。これらが一体として独法に適用されていることを表現することが必要。</p>	<p>● 「一般に公正妥当と認められる会計の基準」と同様に、企業会計の基準と独法会計の基準は成立の経緯が異なっていることから、「一般に公正妥当と認められる」という文言は、果たして適当か。</p> <p>● 「一般に公正妥当」といった表現が曖昧ではないか。何かしら説明を加えることが適当ではないか。</p>
<p>(代替案) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書に示される監査の基準に準拠して」</p>	<p>○ 現行案に対する検討事項である「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」といった表現の使用の回避が可能。</p>	<p>● 対外的に示す文言として違和感がないか。</p>